令和８年（2026 年）10 月 29 日
総　務　委　員　会　資　料
総務部ＤＸ推進室デジタル政策課

住民情報システムの一部機能に係る標準化移行の対応について

令和 9 年 1 月に標準準拠システムへの移行を予定している住民情報システム（NCAS）※について、運用テストで確認された課題及び不具合を踏まえ、国民健康保険業務給付機能の移行時期を令和 10 年 2 月に変更するとともに、個人住民税業務において、現行システムを令和 9 年度当初課税分に限り、一部補助的に使用することとしたので報告する。

※住民情報システム（NCAS）は、住民記録、印鑑登録、個人住民税、軽自動車税、国民健康保険及び国民年金の業務において利用しているシステムである。

１　対応に至った経緯

令和 8 年 8 月から実施している運用テストにおいて、国民健康保険給付業務及び個人住民税業務で課題及び不具合が確認された。その後、受託事業者において不具合の解消に向けた対応及び内部検証を実施するとともに、区と受託事業者で複数回にわたり協議を重ねた。しかし、当初の期日までに円滑な移行が困難な状況となったことから、受託事業者より、国民健康保険給付業務における移行時期の変更及び個人住民税の一部業務における現行システムとの併用運用の実施について要請があった。

２　対応内容

（１）国民健康保険業務

令和 9 年 1 月の移行時点では、給付業務において標準準拠システムを利用した通常業務を行える状態にないことから給付機能の移行時期を令和 10 年 2 月に変更することとした。

（２）個人住民税業務

課税計算及び課税台帳の登録等の主要業務は令和 9 年 1 月に標準準拠システムへ移行する。ただし、令和 9 年度当初課税分に限り、課税資料の取り込みから資料合算までの資料登録に関して事務の継続性と安定性を確保するため、現行システムを受託事業者の責任において利用することとした。

３　移行時期の変更及び併用運用に伴う事務手続

本対応に伴い、住民情報システムの標準化に関連する契約について契約変更を行う等、今後、必要な事務手続を進めていく。

４　標準化移行の予定

令和 8 年	12 月	年末年始の閉庁日に標準準拠システムへ移行
令和 9 年	1 月	標準準拠システム運用開始（国民健康保険給付業務を除く）
令和 10 年	2 月	国民健康保険給付業務を標準準拠システムへ移行

【参考】区全体の標準化移行状況（令和 8 年 10 月現在）

令和７年度	令和 8 年 1 月移行済	戸籍システム 選挙システム 就学事務システム 介護保険システム 後期高齢者医療管理システム 住民情報連携基盤システム
	令和 8 年 2 月移行済	障害福祉システム
令和８年度	令和 8 年 11 月移行	生活保護システム
	令和 9 年 1 月移行	住民情報システム（国民健康保険給付業務以外）
	令和 9 年 3 月移行	健診管理システム 母子保健・乳幼児健診システム 予防接種履歴管理システム
令和９年度以降	令和 10 年 2 月移行	住民情報システム（国民健康保険給付業務）
	令和 10 年度移行	子育て相談支援システム 子ども・子育て支援システム
	令和 11 年度移行	滞納整理支援システム